

1. 件名：東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請に係る面談
2. 日時：令和2年11月16日(月)13時30分～15時20分
3. 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、小舞管理官補佐、  
加藤原子力規制専門員、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 マネージャー  
再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他13名

#### 5. 要旨

○原子力機構から、資料に基づき東海再処理施設の安全対策に係る廃止措置計画変更認可申請について説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料2について)

- ・訓練を実施する際は、訓練で何を確認するのかを明確にしたうえで、確認すべき内容にあわせた訓練を行う必要がある。例えば、要素訓練では対策に要する時間を確認することが主体となり、全体の訓練では事故シナリオに対する対策の移行の判断基準の妥当性を確認することを主体となる。また、これらに基づいた訓練の結果が事故時の手順書の策定に資するようなものとするのが肝要である。訓練は、以上のような視点をもって実施すること。
- ・事故時の対策については、未然防止対策及び遅延対策に分類しているが、シナリオの進展により各々を適宜組み合わせることが適切な場合が想定される。この場合の移行する判断基準についても、機構が現在考えている定性的な基準では実際の対策において、現場での混乱が生じるおそれがあることから、訓練などを踏まえた評価を行い、可能な限り定量的なものとする。
- ・事故対処に用いる可搬型設備については、外部事象に対する健全性（例えば、分散配置の状況や地盤の健全性など）を有することを監視チームにおいて今後説明すること。

○原子力機構より、了承した旨返答があった。

#### 6. 配付資料

資料1：東海再処理施設の廃止措置段階における安全対策のスケジュールについて

資料2：事故対処の有効性評価について

資料3：分離精製工場(MP)等の津波防護に関する対応について

資料4：処理施設における代表漂流物の妥当性の検証について

資料5：海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール(案)について